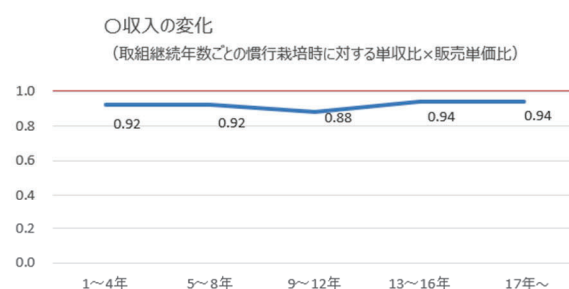
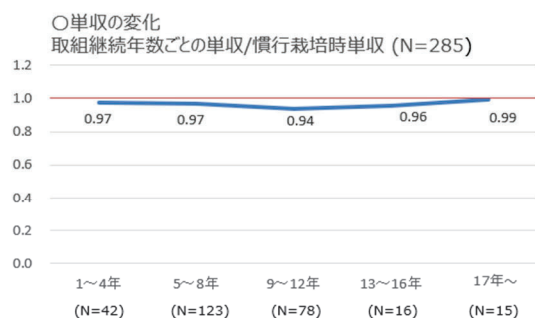


## ウ カバークロップ及び堆肥の施用

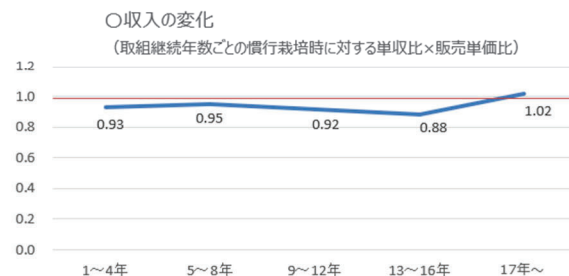
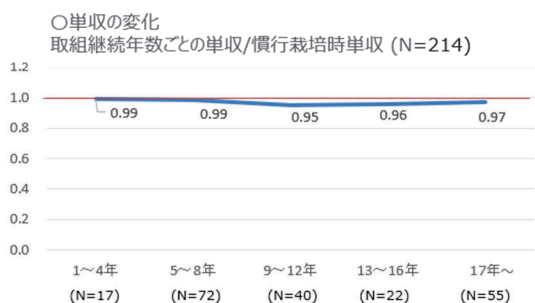
カバークロップおよび堆肥の施用の取組について、単収と収入の取組継続年数別変化を見ると、単収、収益性ともに取組継続年数に応じて大きな変化はみられなかった。

図4-17 収入に関する集計結果(カバークロップ・堆肥の施用)

### 【カバークロップ】



### 【堆肥の施用】



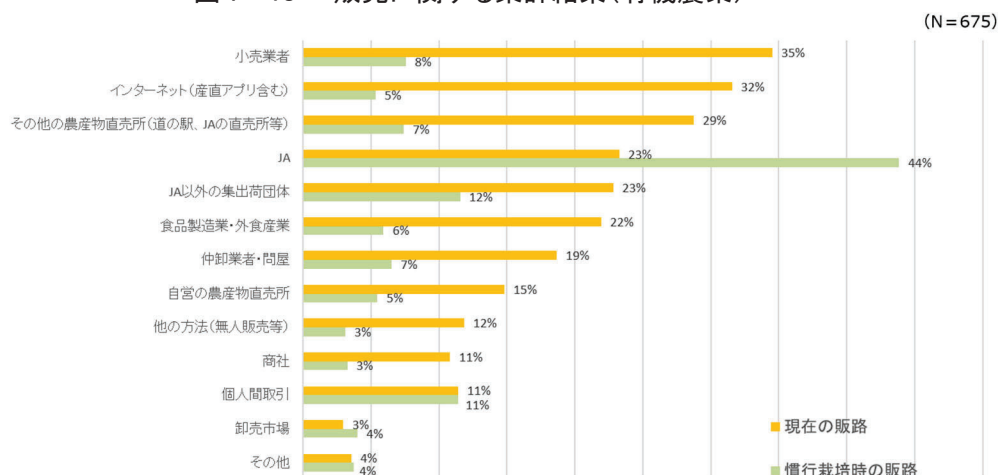
## (3) 販売に関する集計結果

### ア 有機農業の販路

有機農業の取組を行う農業者の現在と慣行栽培時の販路を見ると、現在の販路としては、「小売業者」が約4割と最多で、次いでインターネットや農産物直売所等を利用した直接販売が多くなっている。

また、慣行栽培時では4割強と最も多かった「JA」は、現在の販路では約半分となっている。

図4-18 販売に関する集計結果(有機農業)

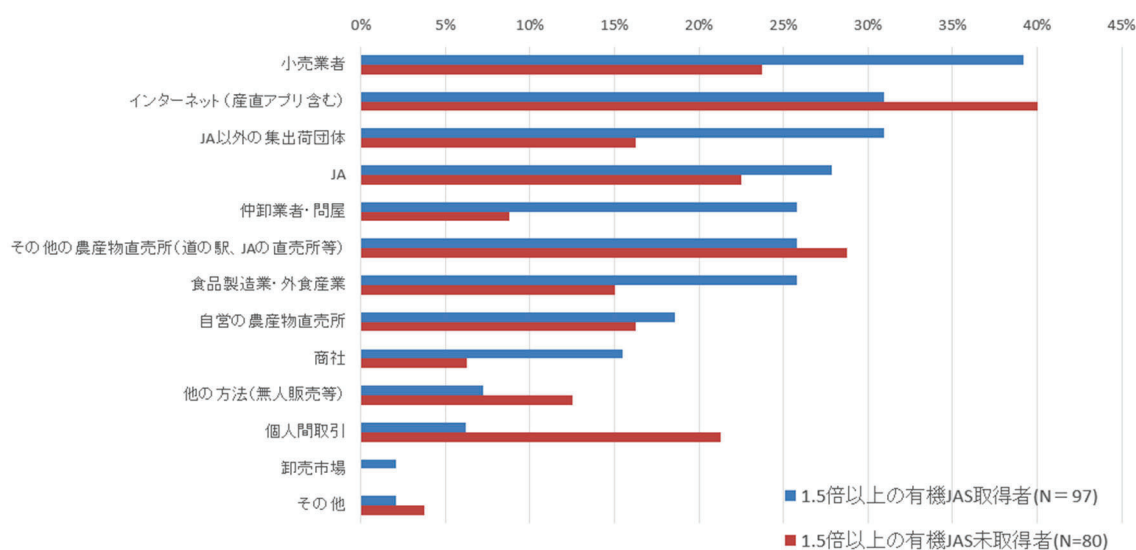


## イ 有機農業の認証別販路

有機農業の取組を行う農業者のうち、慣行栽培時と比較して販売価格が1.5倍以上と回答した者について、有機JAS取得・未取得に分類し販売先を見ると、有機JAS取得者では、未取得者に比べて、小売業者や卸などの流通事業者へ販売し、慣行栽培時に比べて収入を向上させている。

一方、有機JAS未取得者では、インターネット経由、農産物直売所、個人間取引など消費者への直接販売により慣行栽培時に比べて収入を向上させている。

図4-19 販売に関する集計結果(有機JASの有無)

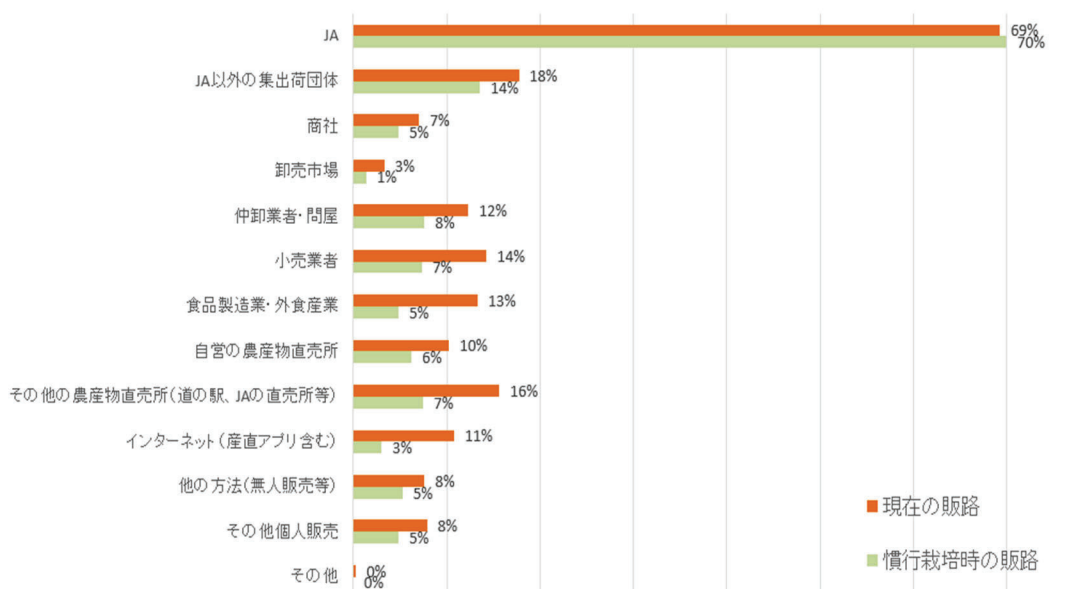


## ウ カバークロップ・堆肥の施用の販路

カバークロップ及び堆肥の施用の取組を行う農業者の現在と慣行栽培時の販路を見ると、慣行栽培時と現在の販路ともにJAが最多で、全体の販路の構成にも違いがなかった。

図4-20 販売に関する集計結果(カバークロップ・堆肥の施用)

N=722 (カバークロップ 398、堆肥の施用 324)



### 3. 「国際水準の有機農業」参加型確認手法の効果（A）

#### （1）参加型確認手法の概要

本交付金の有機農業の取組については、第2期（令和2年度～）から取組水準を国際水準に引き上げたため、緩衝帯の設置状況などを確認する必要がある事となった。現地確認が原則必須となったが、市町村の事務負担の増加が課題となり、その負担軽減のため参加型確認手法を導入した。

図4-21 参加型確認手法確認の流れ



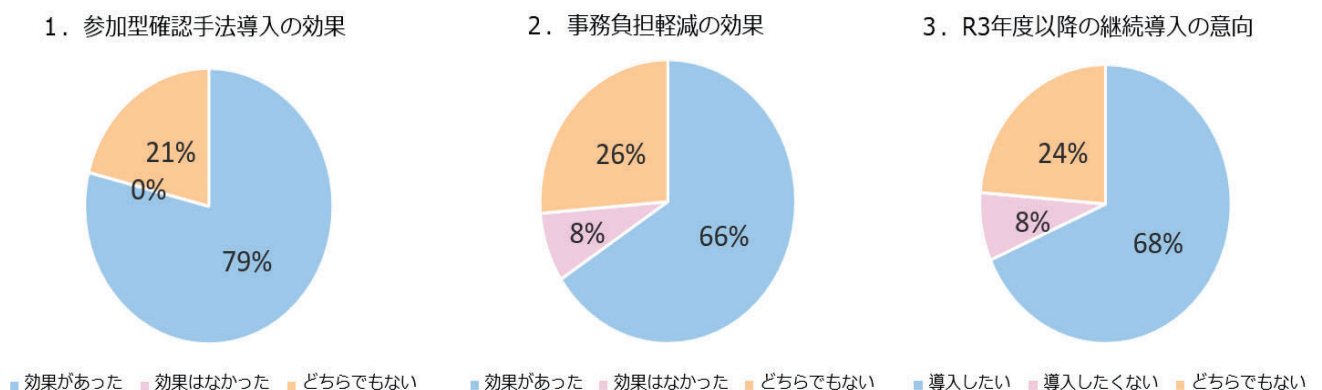
#### （2）参加型確認手法の効果

令和2年度に試行的に導入した38市町村と農業者に対して、効果を調査するためのアンケートを実施し以下の結果を得た。

##### ＜市町村向け調査の結果＞

8割の市町村が導入の効果があったと回答。6割強の市町村が、導入により事務負担軽減に効果があると回答しており、今後も継続して導入したいと回答している。

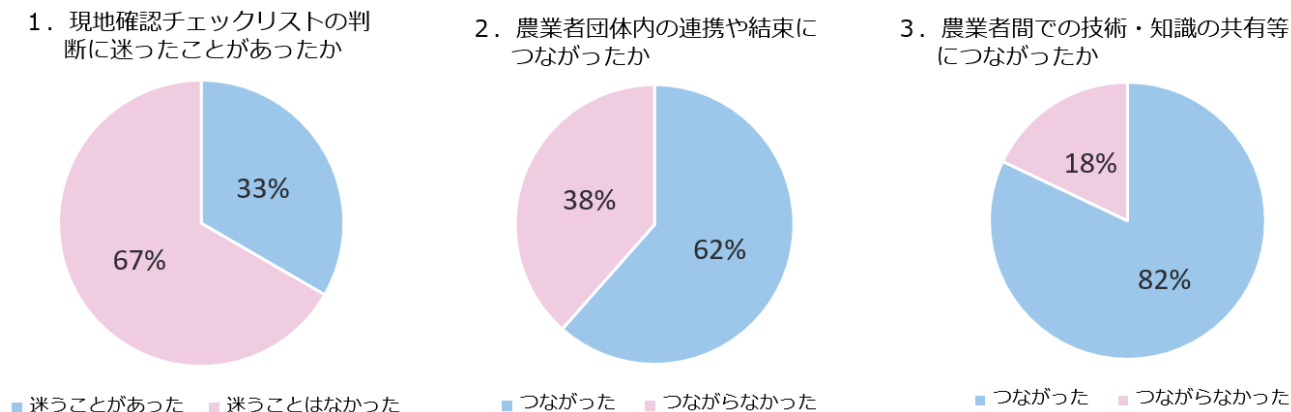
図4-22 参加型確認手法について(市町村)



## <農業者向け調査の結果>

8割の農業者が技術・知識の共有につながると回答があった。

図4-23 参加型確認手法について(農業者)



## 4. 電子申請システムの導入

農林水産省では、申請者等の利便性向上を目指し、所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる電子申請システム「農林水産省共通申請サービス」(通称「eMAFF(イーマフ)」)を構築した。

本交付金についても、申請者等の利便性の向上や負担軽減などを図るため、令和4年度より「農林水産省共通申請サービス」による電子申請の受付を開始した。

開始にあたっては、システムのテスト環境にて8道県、9市町村、9農業者団体の計26組織の協力のもと試行運用を実施し(令和3年12月~令和4年1月)、試行運用での改善意見を基に申請画面等を改修した上で本格運用を開始した。

## V 第2期中間年評価（まとめ）

### 1. 総合評価

#### （1）施策の点検

本交付金の実施状況としては、令和3年度で実施市町村数は846市町村、実施件数は3,144件、実施面積は81,743haとなり、令和2年度から実施件数は11件減少したものの、実施市町村で5市町村、実施面積は954haそれぞれ増加している。

また、令和4年度に実施した農業者意識調査において、本交付金取組農業者では「交付金を受け取ることで安定的に継続できている」との回答が約72%を占める結果となり、環境保全型農業を支える施策として効果があったと評価できる。

一方、実施面積は増加しているものの、高齢化や人手不足から取組をやめる農業者も一定程度おり、取組農業者数は減少している状況であり、農業者意識調査においても、3年後の取組意向として「継続困難や慣行栽培への転換を希望」と回答した農業者の約69%が理由として「高齢化のため」を挙げている。

また、農業者意識調査では、本交付金取組農業者において「取組の維持・拡大に向けた解決する課題」として、回答者数の約半数（49%）が「交付金の要件、事務手続きの見直し」との回答もあり、今後の事業の持続的な運用に向けての問題点が明らかとなった。

#### （2）効果の評価

##### ア 地球温暖化防止効果

令和4年度に実施した「地球温暖化防止調査」により、本交付金の取組による温室効果ガス削減量（CO<sub>2</sub>換算）は、令和3年度の取組実施面積から「堆肥の施用」が49,087tCO<sub>2</sub>/年と最も多く、次いで「カバークロップ」が36,095tCO<sub>2</sub>/年となり、全体としては15万tCO<sub>2</sub>/年を超える温室効果ガスが削減されたことが明らかとなり、地球温暖化防止に効果があったと評価できる。

##### イ 生物多様性保全効果

令和3年度に実施した「生物多様性保全効果測定調査」により、取組による生物多様性保全効果が確認されるとともに、さらなる効果として、環境保全型農業を面的にまとまりをもって取り組んでいるほ場では、指標生物スコアがおおむね1ポイント程度高く、当該地域周囲の慣行ほ場の生物多様性も向上していることが明らかとなり、生物多様性保全に効果があったと評価できる。

#### （3）まとめ

本交付金については、「施策の点検」により、農業現場での安定した環境保全型農業の活動を支えるために必要な事業として評価できる。

一方、第2期において、市町村職員の事務負担の軽減に向けた手続きの見直しに取り組んではいるものの、基幹的農業従事者が高齢化する中、労働力不足の深刻化し、環境保全型農業の取組継続が困難となるほか、事務手続きが煩雑であるといった問題が明らかとなった。

また、「効果の評価」では、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果があることが明らかとなり、このような効果が農業現場で発揮されることにより、国内外の環境負荷軽減に向けた取組に貢献する事業としても評価できる。

特に、生物多様性保全に関しては、環境保全型農業を面的なまとまりをもって取り組むことにより、より高い効果が発揮され、また、周囲の慣行ほ場の生物多様性も向上させていることが明らかとなり、複数の農業者を構成員とした任意組織による取組を基本とし、面的なまとまりを持って取り組む本事業については、地域全体の生物多様性保全に寄与する事業としても評価できる。

## 2. 最終評価・第3期対策に向けて検討すべき課題

最終評価・第3期対策に向けては、1の「施策の点検」で明らかになった問題点に加えて、これまでの第3者委員会での議論等を踏まえて、以下の4点について検討を進める。

### (1) 交付金の効果的な運用に向けた見直し

基幹的農業従事者が高齢化しており、農業現場においても労働力不足が深刻化し、環境保全型農業の維持・拡大が困難になる可能性があることから、今後とも環境保全型農業に新たに取り組む農業者の確保などについて、他の事業との連携も含め、検討を行う必要がある。

一方、みどりの食料システム戦略においては、2050年までに耕地面積に占める有機農業の割合を25%（100万ha）に拡大するなどの目標を掲げ、環境保全型農業の拡大を進める中、効果的な運用を行う観点から、取組やその定着による収量や収益性への影響を分析し、収益性の向上が見込める農業者等については、例えば支援を一定期間とするなど、事業の見直しについて検討を行うことも必要である。

併せて、より広域な地域で地域住民等と一体的に取り組む、地域で経営が成り立つような取組の推進や農業者の収益性が向上するような支援について検討する必要がある。

### (2) 申請者の負担軽減に向けた対応

農業者意識調査では本交付金取組農業者は、「取組の維持・拡大に向けた解決する課題」として、回答者数の約半数（49%）が「交付金の要件、事務手続きの見直し」と回答していることを踏まえ、さらなる申請者の事務負担の軽減に向けた見直しを検討する必要がある。



### （３）トレードオフ解消に向けた対応

これまでの第三者委員会において、水田の長期中干しについてはメタンガス発生を低減し温暖化防止効果は認められるものの、相反してトンボの羽化に影響をもたらす生物多様性保全効果を低減させるのではないかなど、一部の取組については「地球温暖化防止」と「生物多様性保全」の間にトレードオフが存在する可能性が指摘されている。

今後、各取組について、「地球温暖化防止」及び「生物多様性保全」はもとより、その他の環境保全効果や環境への影響を含めて整理し、併せて、トレードオフの解消技術の要件化など、低減又は解消に向けた対応を検討する必要がある。

### （４）全国共通取組の見直しと地域特認取組から全国共通取組への移行

第２期の実施状況から、地域特認取組のうち、例えば「炭の投入」の取組のように、高い環境保全効果を有し、要件設定について全国共通的に取り組むことができ、全国的に拡大が見込める取組については、本交付金の一層の推進を図る観点から「全国共通取組」への移行を検討する必要がある。

この検討とあわせて、地域特認取組のうち実績のない取組については、廃止を含めて検討する必要がある。